

注文書 基本事項

1. 請負者は発注者が事前に承認した図面仕様書等により工事を施工するものとする。
2. 請負者は施工した部分について手直しの責を負うものとする。
3. 請負者は建設業の関連諸法規を厳守し、その義務と責任を履行する。
4. 請負者は工期及び納期を厳守すること。
5. 工事の増減及び変更等については両者協議に上決定するものとする。
6. 納期に遅延、不足、不良又は運搬の不備等で施工等に支障があった場合、相当金額を負担すること。
7. 保留金の支払いは、工事完成検査に合格し、引渡し完了時とする。
8. 原則として立替払等がある場合、工事支払金と相殺する。

9. その他記載のない条件については工事下請契約約款による。